

補正予算 九件を可決

今定例会には、一般会計補正予算一件、特別会計補正予算八件が提案され、原案どおり可決されました。

これにより、平成十七年度本市予算の総額は、一般会計八百七十四億六千九百四十八万八千円、特別会計八百二十二億二千五百五十四万五千円、合計一千六百九十六億九千九百九十九万三千円となりました。

平成十七年度川越市一般会計補正予算(第四号)

原案可決

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ十四億四千三百万六千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ八百七十四億六千九百四十八万八千円としたものです。

この補正の主な内容は、歳入については、歳出補正の確定に伴う財政調整基金繰入金等の減額分等を計上し、歳出については、事業の精算等に伴う減額分国の補正予算に併せ小・中学校の大規模改造事業を実施することに伴う増額分等を計上したものです。併せて、継続費の補正については、新清掃センター建設事業の総額及び平成十八年度以降の年割額を、月越小学校改

築事業は総額及び平成十八年度の年割額を、仮称高階地区公共施設建設事業は事業期間及び平成十七年度以降の年割額を、それぞれ変更したものです。また、繰越明許費については、民間保育所建設費補助事業ほか七事業について、年度内の事業の完了が見込めないため、明許繰越したものです。さらに、地方債の補正については、民間保育施設整備事業ほか一事業に係る地方債を追加し、南古谷駅バリアフリー化整備事業ほか十六事業について、起債対象事業費の確定に伴い、地方債の限度額を変更したものです。

平成十七年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算(第三号)

原案可決

施設勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ一千九百五十八万五千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三億三百八十一万五千円とし、施設勘定と事業勘定を合わせた国民健康保険事業特別会計予算の総額は二百七十億一千四百二十二万二千円となりました。

平成十七年度川越市介護保険事業特別会計補正予算(第一号)

原案可決

歳入歳出予算の総額にそれぞれ二千三百八十七万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ一億九千九百六十四万六千円としたものです。

平成十七年度川越市農業集落排水事業特別会計補正予算(第三号)

原案可決

歳入歳出予算の総額からそれぞれ六百五十一万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ一億八千四百六十六万八千円としたものです。

平成十七年度川越市老人保健医療事業特別会計補正予算(第三号)

原案可決

歳入歳出予算の総額にそれぞれ一億六千六十八万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二百六億五千四百七十七

万一千円としたものです。この補正の主な内容は、医療費の増加に伴う追加所要額を計上したものです。

平成十七年度川越市休日急患・小児夜間診療事業特別会計補正予算(第一号)

原案可決

歳入歳出予算の総額からそれぞれ七十七万一千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ六千二百五十三万九千円としたものです。

平成十七年度川越市介護保険事業特別会計補正予算(第一号)

原案可決

この補正の主な内容は、精算に伴うものです。平成十七年度川越市介護保険事業特別会計補正予算(第一号)の補正の主な内容は、介護保険保険給付費準備基金への積立てに伴う追加所要額を計上したものです。

平成十七年度川越市農業集落排水事業特別会計補正予算(第三号)

原案可決

歳入歳出予算の総額からそれぞれ六百五十一万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ一億八千四百六十六万八千円としたものです。

平成十七年度川越市老人保健医療事業特別会計補正予算(第三号)

原案可決

この補正の主な内容は、精算に伴うものです。併せて、地方債の補正については、起債対

市議会臨時会から

専決処分の承認

条例の一部改正の四件を審議

正する条例を定めることについて

原案可決

平成十八年川越市議会第二回臨時会は、四月十三日開会され、議案四件を審議し、同日閉会いたしました。

専決処分の承認を求めることについて

承認

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う「非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについて」を四月一日に施行するため、議会を招集する

ことと、三月三十一日に市長が専決処分したことに対して、議会の承認を求めたものです。

改正の内容は、非常勤消防団員、非常勤水防団員及び消防作業従事者等の補償基礎額を引き下げたものです。

専決処分の承認を求めることについて

承認

川越市税条例の一部を改正する

正する条例を定めることについて

原案可決

川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

地方税法の一部改正等に伴い、条例の一部を改正したものです。主な内容は、次のとおりです。専決処分の承認を求めることについては、「川越市税条例の一部を改正する条例を定めることについて」を四月一日に施行するため、三月三十一日に市長が専決処分したことに対して、議会の承認を求めたもので、固定資産税及び都市計画税において、土地に係る税負担調整措置を見直し、課税標準額の算定方法を改正したほか、地方税法等の改正に伴う規定の整備をしたものです。

川越市税条例の一部を改正する条例については、個人市民税

は、均等割及び所得割の非課税限度額の引き下げ、三段階に分かれていた所得割の累進税率の一律六％への改正、定率課税の廃止をし、固定資産税は、住宅耐震改修に伴う減額措置の創設をし、市たばこ税は、税率の引き上げ等の措置を講ずるとともに、それぞれの税目について、地方税法の改正に伴う規定の整備をしたものです。

川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、平成十八年度及び平成十九年度の国民健康保険税について、平成十七年一月一日において年齢六十五歳以上であった公的年金等受給者の減額措置の判定にあたり総所得金額から控除する額を、平成十八年度は二十八万円、平成十九年度は二十二万円とし、所得割額の算定にあたり総所得金額から控除する額を、平成十八年度は十三万円、平成十九年度は七万円としたものです。また、条約適用利子等に係る利子所得等及び条約適用配当等に係る配当所得について、国民健康保険税の減額措置の判定基準及び所得割額の算定基礎である総所得金額に加える課税の特例を定め、平成十九年度から適用するとしたものです。

象事業費の確定に伴い、地方債の限度額を変更したものです。

平成十七年度川越市川越都市計画川越駅西口第二工区土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)

原案可決

歳入歳出予算の総額からそれぞれ三千九百四十四万一千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三億三千三百五十九千円としたものです。

この補正の主な内容は、精算に伴うものです。併せて、地方債の補正については、起債対象事業費の確定に伴い、地方債の限度額を変更したものです。

平成十七年度川越市水道事業会計補正予算(第二号)

原案可決

収益的収入から一千七百万円を、収益的支出から六千七百一十一万三千円を、資本的収入から三億七千八百万円を、資本的支出から六億四千四百九十二万九千円をそれぞれ減額し、水道事業会計予算の総額を九十二億一千七十三万四千円としたものです。

この補正の主な内容は、諸事業の精算等に伴うものです。併せて、業務の予定量、継続費及び企業債の限度額を変更したものです。

平成十七年度川越市公共下水道事業会計補正予算(第二号)

原案可決

収益的収入から四千三百七十

二万円を、収益的支出から七千三百五十九万四千円を、資本的収入から六千二百万円を、資本的支出から九千四百万円をそれぞれ減額し、公共下水道事業会計予算の総額を百一億八千九

百十五万六千円としたものです。この補正の主な内容は、諸事業の精算等に伴うものです。併せて、業務の予定量、企業債の限度額及び他会計からの補助金を変更したものです。

平成十六年度決算十三件を認定

平成十六年度川越市一般会計歳入歳出決算認定について

認定

平成十七年十一月三十日開会の市議会第五回定例会において、継続審査となっていた平成十六年度川越市一般会計歳入歳出決算認定についてなど十一決算及び、平成十六年度川越市水道事業会計決算認定について並びに

平成十六年度川越市公共下水道事業会計決算認定については、閉会中に付託された特別委員会三日間にわたり審査いたしました。今定例会第一日(二月十七日)にその審査の経過と結果について委員長報告が行われ、審議の結果、各決算は認定されました。

平成十六年度川越市公共下水道事業会計決算認定については、閉会中に付託された特別委員会三日間にわたり審査いたしました。今定例会第一日(二月十七日)にその審査の経過と結果について委員長報告が行われ、審議の結果、各決算は認定されました。

山村健仁議員 逝去



市議会議員山村健仁氏は一

月二十八日午前三時二十五分、病氣療養中のごとく逝去されました。

同氏は、昭和四十六年五月

に初当選し、八期三十年以上にわたり市議会議員を務めました。この間、文教常任委員会委員長、川越地区消防組合議会議長、農業委員会委員を歴任、川越市政の進展に尽力され、多くの功績を残されました。

同氏の卓越した見識と豊富な経験は、本市の抱える課題を解決するために重要な役割を担ったものであっただけに、急逝されたことは、まことに痛恨の極みであります。心より、ご冥福をお祈り申し上げます。

地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会

地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会は、平成十七年十一月三十日開会の市議会第五回定例会閉会后、継続審査となっていた付議事件について、二月二日に審査いたしました。今定例会第一日(二月十七日)に、その審査の経過と結果について委員長報告が行われ、審議の結果、「継続審査」とすることに決定いたしました。

地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会委員の選任について

地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会委員に一人の欠員が生じたため、川越市議会委員会条例第八条第一項の規定により、次の議員が選任されました。

川口知子議員

町の区域を変更

町の区域を変更することについて(土地区画整理等)

原案可決

川越都市計画川越駅西口土地区画整理事業の換地処分等に伴い、住民の利便性の向上及び行政執行の合理化を図れることから、新宿町一丁目、旭町一丁目及び脇田本町の町の区域を変更しようとしたものです。

変更に係る町ごとの面積は新宿町一丁目が変更前十八万一千八百三・〇四㎡に対し四千八百十九・六三㎡増加し、旭町一丁目が変更前十六万四千二百六十五・〇六㎡に対し二千五百六十七・二二㎡、脇田本町が変更前二十四万五千四百三十五・三五㎡に対し二千二百五十二・四一㎡それぞれ減少することとなります。

効力の発生の時期は、平成十九年一月頃です。

固定資産評価審査委員会 委員

次の方を選任することに同意いたしました。

川越市大字笠幡

九百三十三番地

大室圭史

彩の国さいたま 人づくり広域連合

彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

原案可決

平成十七年十月一日に新たな熊谷市が設置されたこと等、同日から平成十八年二月一日にかけて、十件の市町村合併が行われたことにより、彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少していることについて協議するため、議会の議決を求めたものです。

農業委員会委員を推薦

農業委員会等に関する法律第十二条第二号の規定による選任委員の推薦について

農業委員会委員に欠員が生じたため、市議会推薦の農業委員会委員一人を選ぶため選挙した結果、次の議員が被推薦者として当選されました。

江田肇議員